

発行所  
日本赤十字  
新労働組合連合会  
(日赤新労)  
東京都港区西久保  
広町35(庚申ビル)  
TEL 03-432-1089  
発行責任者  
青山圭一

綱領  
1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。  
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期す。  
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

# 日赤新労

賀 正 1973  
昭和48年



## 日本赤十字新労働組合 組合員一同

昭和四十七年度

### 第二回(単組代表を含む)中央委員会開催!!

— 昭和四十七年十一月十二日 — 於 愛知県支部講堂  
名古屋観光会館

#### 第一日 専門部会

幹部教育  
講師 賃金管理研究所  
所長 弥富賢之先生  
テーマ、「病院の賃金のきめ方」今回の弥富講師の講演は、賃金の根本にさか昇って説き起し、賃金体系合理化の意義、合理化の必要



熱弁を奮う弥富講師

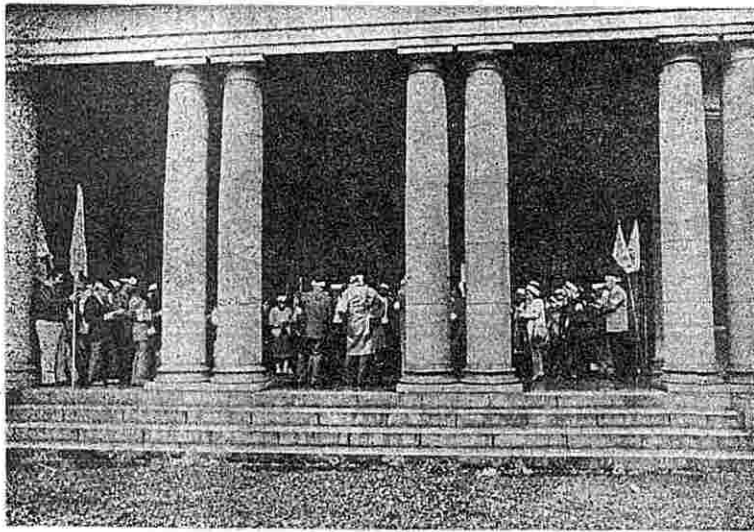
#### 第二日 第二回中央委員会

第二回中央委員会は、各プロック中央委員の外、単組代表者を加え、名古屋観光会館に於て盛大に開催された。  
経過概要次のとおり  
一、開会のことば  
二、資格審査、成立確認  
三、議長選出、書記任命  
議長 第六B 渡辺康喜  
書記 第五B 岸本紀子  
四、執行委員長挨拶  
五、各部報告(主なる事項)  
六、一般経過報告  
七、問題及びオルグについて報告  
八、教宣 新しく作成するテキストの題名を労働組合とはとする。  
九、調査 今後の調査事項を次のとおり定める。  
(1) 調査 今後の調査事項を次のとおり定める。  
(2) 調査 今後の調査事項を次のとおり定める。  
(3) 調査 今後の調査事項を次のとおり定める。  
(4) 調査 今後の調査事項を次のとおり定める。



第2回中央委員会会場風景

十、来年度定期大会について  
開催時期四月上旬人事院勧告で来年度もゆくことに決定した。  
場所は新幹線沿線とする。  
なお、それと併行して新給与体系の研究会を作ること申合。  
十一、その他  
東京都支部戦線の会費滞納による権利停止を決定。  
大多数の賛成をもって、藤田明也会計監査の罷免を決定し。



雨 中 の 本 社 集 会

### 昭和四十七年度

### ベア妥結まで

昭和四十七年度ベアアップ闘争は、五月九日第一回団体交渉に始まり、その間二回の本社集会、二回の臨時中央委員会を開催し漸く妥結を見たものである。

第一回本社集会及び臨時中央委員会の模様は既報（機関紙第六〇号）のとおりである。

第二回の本社集会、臨時中央委員会は、十一月六日、冷雨降り続く本社構内に於て敢行され、全国より馳せ参じた多数組合員の意気と熱意をバックに強硬団交を行な

臨時休職をとって集会参加の組合員に語り、代表中央委員会を団交委員メンバーに加えた第十一回団体交渉に於て不満ではあるが、周囲の情勢から見て、決断の時期と判断し次の実施時期をもって妥結に踏み切った次第である。

○血液センターは六月

○本社、支部は六月とするが、財政的に不可能な所は七月とする

○病院は実質六月とし、財政的に不可能な所は七月とする

### 血液センターの学校新卒者及び自動車運転免許取得者の初任給基準並びに在職者の調整

十一月二十八日開催の団体交渉において、懸案の血液センター初任給基準が、本社と新卒との間に

一部修正の上妥結を見た。その内容次のとおり

#### (一) 学校新卒者の初任給基準

- (1) 一般職 (一) 大学卒..... F 2
- (2) 一般職 (一) 短大卒..... G 6
- (3) 一般職 (一) 高校卒..... G 3
- (4) 一般職 (二) 高校卒..... D 2
- (5) 一般職 (二) 中学卒..... E 3
- (6) 医療職 (一) ..... D 4
- (7) 医療職 (二) 薬剤師..... D 4
- (8) 医療職 (二) 臨床検査技師大学卒..... D 4
- (9) 医療職 (二) 臨床検査技師短大3卒..... E 5
- (10) 医療職 (二) 検査技師短大2卒..... E 4
- (11) 医療職 (三) 看護婦養成所3卒..... C 3
- (12) 医療職 (三) 准看護婦..... D 2

#### (二) 一般職 (二) の運転手の初任給基準

- (1) 普通自動車運転免許取得者で常時当該業務に従事する者..... D 4
- (2) 大型自動車運転免許取得者で常時当該業務に従事する者..... D 7

(一) 前各項の初任給基準号俸は当該血液センターにおける当該職種の従前の例により、一号俸上下して決定することができる。なお医師の場合は二号俸上下して適用できる。

(二) 昭和四十二年四月一日以降血液センターに採用し同四十七年十月一日に在籍する前記一又は二に該当するとみなされる者については、次のとおり調整を行うこと。

(1) 前記一又は二の初任給基準を二号俸以上上廻り採用した者については、昭和四十七年十月一日以降に特昇を認めること。

(2) 前記一又は二の初任給基準を二号俸以上上廻り採用した者については、原則として基準より一号俸上廻りとなるまで定期昇給を延伸すること。ただし特別の事情があるものについては延伸しないことができるものとする。

(三) 中途採用者（他団体並びに日赤支部及び赤十字病院等から血液センターに採用した者）の給与は、採用時点においてそれぞれその給与を納得して就職した者であるので、原則として調整措置はとらないものとする。ただし前各項による調整の結果著しく不均衡をきたす場合には、特別の調整措置を認めるものとする。

(四) 普通免許取得者のうち中途で大型免許を取得し、移動採血車の運転に常時従事する場合は、一号俸特昇することができること。

(五) 前各項により調整しようとする場合には、それぞれ事前に本社長の承認を要するものであること。



## 昭和47年度給与改訂について

11月18日給与改正委員会、11月21日常任理事会を経て決定

本年度給与改訂は、十一月十八日開催の給与改正委員会に諮問され、二十一日の常任理事会を経て、同月二十一日付本連乙第五号及び六号をもって一般に示達された。

その内容は次のとおり。

#### (改正の理由)

(1) 昭和四十七年度における、日本赤十字社職員（以下「職員」という。）の給与改善については、去る七月八日、中央労働委員会から本社に対し、調停案が提示されたこと、並びに八月十五日国家公務員の給与に関する、人事院の勧告が行なわれ、政府においてもこれを完全実施したことに伴ない、本社としても、全国の支部、医療施設及び血液センター（以下「施設」という。）における財政状況を勘案して、前記中央労働委員会の調停案を受諾（九月二十六日受諾済）するとともに、概ね、前記人事院勧告に準拠して、職員の給与改善を実施することとした。

(2) かねて本社の血液事業に対し国庫補助が得られることとなったことに伴ない、本社は全国各血液センターの財政調整及び管理体制の強化を企画し、去る十月一日から、各血液センターにおける業務の質及び量に対応した規模別組織基準を定め、これに基づく管理運営を推進することとしたので、これを機会に各血液センターの管理運営の衝に当る職員に対し、当該責任に応じた処遇を行なうこととし、他の施設関係職員との均衡を勘案して、関係規則の改正を実施することとした。

#### 本連乙第五号

要綱の一部改正の件  
日本赤十字社職員給与要綱（昭和三十六年八月本連乙第一号）の一部を次のように改正する。  
昭和四十七年十二月二十一日  
日本赤十字社社長 東 龍太郎

#### 日本赤十字職員給与

- 第一、俸給表の改正（機関紙第六〇号に記載したので省略）
- 第二、別表第六の等級別標準的職務内容の改正
- 第三、別表第七の等級別資格基準表の改正
- 第四、扶養手当の改正
- 第五、役付手当の改正
- 第六、通勤手当の改正
- 第七、時間外手当及び深夜手当の改正
- 第八、別表十二の二の改正
- 第九、休職期間中の給与について改正

#### 本連乙第六号

賃金の低額な者にかかる臨時補給金及び日本赤十字社職員給与要綱第二五第三項に規定する医師確保調整手当の臨時措置に関する要綱

(3) 前記一及び二の理由に基づく給与要綱改正を機会に、次の諸点を配慮して改正することとした。

① 臨床検査技師及び視能訓練士については、それぞれ法律が改正又は制定され、新たな資格



医療職(一)

区分 等級	医療施設	血液センター			施設
		基幹センター	その他のセンター		
		部長	部長	部長	
特	社長の指定する所	部長	部長	部長	
A	所長 社長の指定する副所長	部長	部長	部長	
B	副所長 社長の指定する部長	部長	部長	部長	(現行通り)
C	部長 出張所長 課長 医師(甲)	部長	部長	部長	
D	部長 出張所長 課長 医師(甲)	部長	部長	部長	

II 医療施設関係・血液センター関係 (等級別標準的職務内容表)

区分 等級	医療施設	血液センター			看護学院
		基幹センター	その他のセンター		
A	所長 社長の指定する副所長	部長	部長	部長	
B	副所長 社長の指定する部長	部長	部長	部長	
C	部長 出張所長 課長 事務職員(甲)	部長	部長	部長	(現行通り)
D	(事務)係長	(事務)係長	(事務)係長	(事務)係長	
E	(事務)課長(甲)	(事務)係長(甲)	(事務)係長(甲)	(事務)係長(甲)	
F	(事務)係長(乙) 事務職員(甲)	(事務)係長(乙)	(事務)係長(乙)	(事務)係長(乙)	
G	事務職員(乙)	事務職員(乙)	事務職員(乙)	事務職員(乙)	

本達乙第五号  
日本赤十字社職員給与要綱(昭和三十六年三月本達乙第一号)の一部を次のように改正する。  
昭和四十七年十一月二十一日  
第一 第五項に規定する別表第一乃至第五の俸給表を次のとおり改める。

区分 等級	医療施設				血液センター			施設
	500床以上	500床未満以上	300床100床未満以上	100床以上	基幹センター	その他のセンター		
A					所長 社長の指定する副所長	部長	部長	
B					副所長 社長の指定する部長	部長	部長	
C	(現行通り)				部長 出張所長 課長 薬剤師	部長	部長	(現行通り)
D					部長 出張所長 課長 薬剤師	部長	部長	
E	診療放射線技師 診療X線技師 臨床検査技師 衛生検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 歯科技工士 その他	診療放射線技師 診療X線技師 臨床検査技師 衛生検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 歯科技工士 その他	診療放射線技師 診療X線技師 臨床検査技師 衛生検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 歯科技工士 その他	診療放射線技師 診療X線技師 臨床検査技師 衛生検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 歯科技工士 その他	臨床検査技師 衛生検査技師 その他の有資格者	臨床検査技師 衛生検査技師 その他の有資格者	臨床検査技師 衛生検査技師 その他の有資格者	
F	← (略) →				その他の有資格者	その他の有資格者	その他の有資格者	

医療職(二)  
おり改める。

医療職(二) (等級別資格基準表)

職 種	学歴免許等級	F	E	D	C
薬 劑 師	大学卒			0	5 5
臨床検査技師	大学卒 短大3卒		0	2 2	7 5
衛生検査技師	大学卒 短大卒		0	3 3	8 5
栄 養 士	大学卒 短大卒		0	2 2	別に定める
診療放射線技師	短大3卒		0	2 2	別に定める
診療X線技師	短大卒		0	3 3	別に定める
理学療法士	短大3卒		0	2 2	別に定める
理学療法士	短大卒		0	3 3	別に定める
視能訓練士	短大3卒			2 2	別に定める
歯科技工士	短大卒			3 3	別に定める
その他	短大卒 高 中	0	3	別に定める	別に定める

備考 1. 2. 3. 4. (現行通り略)  
5. 本表の適用を受ける臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、診療放射線技師、診療X線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科技工士、あん摩師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師の経験年数は、その業務の従事に必要な免許取得後の規定に基づく試験に合格した診療X線技師でその免許取得前に診療エックス線に関する経験を有している者については、その年数の8割以下の年数を経験年数とすることができる。

医療職(三)

区分 等級	医療施設	血液センター			看護学院
		基幹センター	その他のセンター		
特					
A	社長の指定する課				
B	課長 看護婦長	課長 看護婦長	課長 看護婦長	課長 看護婦長	
C	看護係長 看護婦	看護係長 看護婦	看護係長 看護婦	看護係長 看護婦	
D	准看護婦	准看護婦	准看護婦	准看護婦	

(扶養手当)  
第二 扶養手当は、扶養親族のある職員すべてに対して支給する。  
二、扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。ただし、第二号、第四号及び第五号に該当する者のうち児童手当法(昭和四十六年法律第七三号)の規定に基づく児童手当の支給対象となる児童は、給与要綱の適用については扶養親族としない。  
三、扶養手当の月額は、扶養親族のうち一人は二、四〇〇円、二人までは、一人につき四〇〇円、他は一人につき四〇〇円とする。  
(扶養親族)  
(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)  
(2) 満一八才未満の子及び孫  
(3) 満六〇才以上の父母及び祖父母  
(4) 満一八才未満の弟妹  
(5) 不具廃疾者

職 域	職 名	支給率(%)
本 社	(同右略)	
支 部	(1) 事務局長	25
	(2) 次長	20
	(3) 部長	17
	(4) 課長、参事	15
	(5) 係長、主査	7
医療施設	(同右略)	
血液センター	(1) 所長	25
	(2) 副所長	20
	(3) 社長の指定する事務部長	20
	(4) 部長事務課長	18
	(5) 事務課長以外の事務系の課長、出張所長	15
	(6) 管理医師、管理薬剤師、技術系の課長、看護婦長	10
	(7) 係長	7
幹部看護婦 研修所 助産婦学校 看護学院 その他	(同右略)	

(通勤手当)  
第二 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げると額とする。  
(1) 前項第一号に掲げる職員  
その者の一箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)その額が四、〇〇〇円をこえるときは、その額と四、〇〇〇円との差額の二分の一(その差額の二分の一が二、〇〇〇円をこえるときは二、〇〇〇円)を四、〇〇〇円に加算した額)  
(2) 前項第二号に掲げる職員  
通勤距離二キロメートル以上一〇キロメートル未満の場合は一、〇〇〇円、一〇キロメートル以上の場合は一、五〇〇円(昭和四十三年二月本達丙第一号「日本赤十字社職員給与要綱」の第二項の規定による社長の定める調整手当)に掲げる施設以外の施設に勤務する職員で別に定めるところにより通勤に便であると思われるものにあつては、一、八〇〇円)  
(3) 前項第三号に掲げる職員、交通機関等を利用せず、かつ

